

リーディング品目支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、本県農業の主要な品目で牽引役として重要な柿、茶、イチゴ、キクなどのリーディング品目の安定生産を支援し産地の強化を図るため、リーディング品目の安定生産に資する取り組みを行う者に対し、リーディング品目支援事業に要する経費について、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、奈良県補助金等交付規則（平成8年6月奈良県規則第8号。以下「規則」という。）に定めるほか、この要綱の定めるところによる。

(事業実施主体)

第2条 事業の実施主体は、次のとおりとする。

(1) 高級大和茶生産販売促進事業

輸出対応大和茶生産支援事業

- ・3戸以上の奈良県内の生産者で構成された代表者の定めのある組織
- ・県内に主たる事務所を有し、県内で営農している農事組合法人、農事組合法人以外の農地所有適格法人又はその他知事が別に定める法人

(2) 生産新資材導入支援事業

- ・3戸以上の奈良県内の生産者を含む代表者の定めのある組織

(3) イチゴ苗生産技術安定対策事業

- ・3戸以上の奈良県内の生産者で構成された代表者の定めのある組織

(4) ‘奈乃華’生産拡大支援事業

- ・3戸以上の奈良県内の生産者で構成された代表者の定めのある組織

(補助の対象経費及び補助額)

第3条 補助の対象となる経費及び補助金の額は、下表のとおりとする。ただし、食糧費は対象としない。なお、補助対象となる基準は別表に定める。

事業区分	補助の対象となる経費	補助金の額
1 輸出対応大和茶生産支援事業	米国向け輸出茶残留農薬分析費用	当該経費の2分の1以内の額 但し分析サンプル1件当たり、上限40千円
2 生産新資材導入支援事業	キク栽培で用いられる生分解性マルチ導入経費	当該経費の10分の3以内の額
3 イチゴ苗生産技術安定対策事業	イチゴ苗生産で用いられる資材等を温湯消毒するための資材または設備の導入に要する経費	当該経費の2分の1以内の額 但し1件当たり上限400千円
4 ‘奈乃華’生産拡大支援事業	‘奈乃華’の作付面積拡大に係る取組に要する経費	定額

	<p>※ ‘奈乃華’とは、種苗法（平成10年法律第83号）の品種登録制度で定める登録出願番号34891号（出願公表日2020年11月10日）をいう。</p>	<p>但し、1取組生産者あたり5aを上限に、1a当たり上限5万円</p>
--	--	--------------------------------------

（補助金の交付の申請）

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、毎年度、次に掲げる書類1部を知事に提出しなければならない。

(1) 事業補助金交付申請書（第1号様式）

(2) その他知事が必要と認める書類

2 申請者は、第1項の申請書を提出するにあたって、事業実施主体において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金にかかる消費税等相当額が明らかでない場合については、この限りでない。

（補助金の交付の決定）

第5条 知事は、前条の書類を受理し適当と認めたときは、補助金の交付の決定をし、その決定内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を、補助金の交付を申請した者（以下「補助事業者」という。）に書面により通知するものとする。

（変更の承認の申請）

第6条 補助事業者は、当該補助事業の内容又は経費の配分等を変更するときは、事業補助金変更承認申請書（第2号様式）1通を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、規則第5条第1項第1号に規定する知事の定める軽微な変更とは、経費の30%以内の増減とする。

2 補助事業者は、事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、第2号様式の「変更承認申請書」を「中止（廃止）承認申請書」に置き換えた申請書を知事に提出しなければならない。

（補助金の概算払）

第7条 知事は、交付の決定をした場合において、必要と認めるときは、当該交付決定額の範囲内で補助金の概算払をすることができる。ただし、「奈乃華」生産拡大支援事業については、これを行わない。

2 前項の規定により、補助金の概算払を受けようとする者は、事業補助金概算払請求書（第3号様式）を知事に提出しなければならない。

(指示・監督)

第8条 知事は、補助事業者に対し、当該補助事業の適正な施行を図るため、必要な指示及び監督をすることができる。

(完了報告及び評価)

第9条 補助事業者は、事業完了の日から起算して1箇月を経過した日又は補助金の交付の決定のあった年度の末日のいずれか早い日までに、次に掲げる書類を提出しなければならない。

(1) 事業補助金完了報告書（第4号様式）

(2) その他知事が必要と認める書類

2 第4条第2項のただし書の規定により交付の申請をした補助事業者は、前項の実績報告を行うに当たって、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

3 生産新資材導入支援事業、イチゴ苗生産技術安定対策事業及び‘奈乃華’生産拡大支援事業を実施した補助事業者は事業実施翌年度から3年間、事業補助金評価書（第5号様式）を県に提出すること。

(完了検査)

第10条 知事は、第9条に規定する書類の提出があったときは、現地及び書類等の検査を行うことができる。

(補助金の額の確定)

第11条 知事は、第10条の規定による完了検査を行い、補助金額の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、規則第13条に基づき補助金の額を確定し、補助事業者に書面により通知するものとする。

(補助金の交付請求)

第12条 補助事業者は、第11条の規定による補助金の額の確定後、速やかに事業補助金交付請求書（第6号様式）1部を知事に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第13条 知事は、第12条に規定する書類を受理した場合においてその内容を適当と認めたときは、補助事業者に補助金を交付する。この場合において、第7条第1項の規定によって概算払をしたときは、当該補助金について精算するものとする。

2 知事は前項の規定による精算により返還が適当と認める額が生じたときは、当該金額の補助金の返還を当該補助事業者に対し請求するものとする。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第14条 補助金の交付を受けた者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告に

より当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、事業消費税等仕入控除税額報告書（第7号様式）により速やかに知事に報告するとともに、返還命令を受けたときは、これを返還しなければならない。

（補助金の返還）

第15条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 事業計画の不履行が明らかになったとき。
- (2) 第5条の規定により知事が決定した内容及び付した条件に違反したとき。
- (3) 第10条の規定による検査を正当な理由無く拒んだとき。
- (4) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (5) 支出額が予算額に較べて減少したとき。

（帳簿及び証拠書類等）

第16条 補助事業者は、この補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出について証拠書類を補助事業終了の翌年度から起算して5年間整備保管しておかなければならない。

（財産の処分の制限）

第17条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）を、知事の承認を受けないで、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

- 2 規則第20条ただし書の規定により知事が定める期間は、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号）第5条に規定する処分制限期間とする。
- 3 規則第20条第3号に規定する知事が定める財産は、1件当たりの取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具とする。
- 4 補助事業者は、取得財産等について、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
- 5 取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

（入札又は見積り合せ）

第18条 補助事業者は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不適当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。

附 則

- 1 この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 「果樹産地リフレッシュ事業補助金交付要綱」（平成 21 年 4 月 1 日制定）及び「大和茶改植支援事業補助金交付要綱」（平成 21 年 4 月 1 日制定）は廃止する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 2 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 5 月 17 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 5 月 28 日から施行し、令和 7 年度の補助金から適用する。

別表

事業区分	補助対象となる基準及び条件
1 輸出対応大和茶生産支援事業	事業年度内に荒茶の農薬残留分析を行うこと。農薬残留分析は、茶用の残留分析で300種以上の成分分析を実施できる会社へ依頼すること。また、サンプルを製造する荒茶工場は、GAP認証あるいは有機JAS認証を既に取得済みか3年以内に取得予定であること。
2 生産新資材導入支援事業	事業年度内に定植するキク栽培において生分解性マルチを導入すること。事業終了後、取組生産者はキク栽培において生分解性マルチの積極的な利用に努めること。なお、事業実施年度および事業実施後3年間、各年度の3月末日までに生産新資材導入支援事業評価書（別記様式C）を県に提出すること。
3 イチゴ苗生産技術安定対策事業	イチゴ苗生産に用いる資材等を温湯により消毒するための資材または設備であること。 なお、事業実施の翌年度から3年間の各年度の3月末日までにイチゴ苗生産技術安定対策事業評価書（別記様式E）を県に提出すること。
4 ‘奈乃華’生産拡大支援事業	全ての取組生産者が‘奈乃華’の作付面積を事業実施前年度の9月から10月に定植された‘奈乃華’の作付面積よりも1a以上増加させること。ただし、1aに500株以上を作付けすること。 なお、事業実施の翌年度から3年間の各年度の7月末日までに‘奈乃華’生産拡大支援事業評価書（別記様式G）を県に提出すること。